

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第14期（2019年4月1日～2020年3月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株式会社 かんぽ生命保険

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jp-life.japanpost.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

(連結計算書類の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 連結される子会社及び子法人等数 | 1社 |
| 会社名 | かんぼシステムソリューションズ株式会社 |
| (2) 非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |
| (2) 持分法適用の関連法人等数 | 0社 |
| (3) 持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等数 | 0社 |
| (4) 持分法を適用していない関連法人等 | |

J P インベストメント株式会社他2社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）その他の項目からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等（株式については連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

(イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

(ロ) 上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し

ており、その金額は49百万円であります。

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸付金

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当連結会計年度に積み立てた額は176,734百万円であります。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中です。

3. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、事業年度における業績等により定まる数のポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭を本信託(株式給付信託(BBT))から給付いたします。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は393百万円、株式数は166千株であります。

4. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産

並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、主として運用に関する資産の為替・金利リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、A L Mの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを行って為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。また、その他のデリバティブ取引についても、主にヘッジ目的として利用しており、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にはリスク管理委員会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(5) デリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておらず、「(注2)」に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	1,410,298	1,410,298	—
うち、その他有価証券（譲渡性預金）	535,000	535,000	—
②コールローン	380,000	380,000	—
③債券貸借取引支払保証金	3,191,710	3,191,710	—
④買入金銭債権	318,581	318,581	—
その他有価証券	318,581	318,581	—
⑤金銭の信託（※1）	2,744,305	2,744,305	—
⑥有価証券	55,856,394	63,077,948	7,221,553
満期保有目的の債券	35,735,724	41,953,389	6,217,664
責任準備金対応債券	9,574,646	10,578,535	1,003,888
その他有価証券	10,546,023	10,546,023	—
⑦貸付金	5,662,711	6,054,193	391,481
保険約款貸付	152,681	152,681	—
一般貸付（※2）	994,446	1,051,900	57,491
機構貸付（※2）	4,515,620	4,849,611	333,990
貸倒引当金（※3）	△36	—	—
資産計	69,564,003	77,177,038	7,613,034
①社債	100,000	98,740	△1,260
②債券貸借取引受入担保金	4,290,140	4,290,140	—
負債計	4,390,140	4,388,880	△1,260
デリバティブ取引（※4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2)	(2)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	36,998	36,998	—
デリバティブ取引計	36,995	36,995	—

- (※ 1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。
- (※ 2) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
- (※ 3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※ 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金

預貯金（譲渡性預金を含む。）は、預入期間が短期（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② コールローン、及び③ 債券貸借取引支払保証金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

④ 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「⑥ 有価証券」と同様の評価によっております。

⑤ 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(4) 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

⑥ 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によっており、株式は取引所等の価格によっております。また、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(3) 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑦ 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負債

① 社債

日本証券業協会が公表する売買参考統計値によっております。

② 債券貸借取引受入担保金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(5) デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
金銭の信託(※1)	311,766
有価証券	14,162
非上場株式(※2)	4,735
組合出資金(※2)	9,427
合計	325,929

(※1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、「資産 ⑤金銭の信託」には含めておりません。

(※2) 非上場株式及び組合財産が非上場株式等で構成されている組合出資金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑥有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1,409,812	—	—	—
コールローン	380,000	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	3,191,710	—	—	—
買入金銭債権	295,000	—	—	21,577
有価証券	2,230,230	9,591,623	14,025,937	26,583,415
満期保有目的の債券	1,475,873	4,806,182	8,406,920	20,575,151
公社債	1,377,873	4,806,182	8,406,920	20,575,151
国債	75,700	1,170,100	8,107,700	18,400,300
地方債	1,112,901	2,736,211	250,620	1,109,691
社債	189,272	899,871	48,600	1,065,160
外国証券	98,000	—	—	—
責任準備金対応債券	416,864	3,003,336	2,369,100	3,572,773
公社債	416,864	3,003,336	2,369,100	3,572,773
国債	377,000	2,631,100	2,361,600	2,589,200
地方債	25,090	306,238	400	238,173
社債	14,774	65,998	7,100	745,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	337,492	1,782,104	3,249,917	2,435,491
公社債	308,797	737,396	1,414,651	1,228,801
国債	—	—	—	340,200
地方債	68,977	169,581	552,118	153,566
社債	239,820	567,814	862,532	735,034
外国証券	28,695	1,044,708	1,835,266	1,191,933
その他の証券	—	—	—	14,755
貸付金	1,119,837	2,381,209	1,393,775	768,317
合計	8,626,591	11,972,833	15,419,713	27,373,311

(注4) 社債及び債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	—	—	100,000
債券貸借取引受入担保金	4,290,140	—	—	—	—	—
合計	4,290,140	—	—	—	—	100,000

(3) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	35,631,524	41,849,029	6,217,504
国債	28,216,592	34,000,585	5,783,993
地方債	5,210,121	5,481,443	271,321
社債	2,204,810	2,367,000	162,189
外国証券	98,000	98,238	238
外国公社債	98,000	98,238	238
小計	35,729,524	41,947,268	6,217,743
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	6,200	6,120	△79
国債	—	—	—
地方債	6,200	6,120	△79
社債	—	—	—
外国証券	—	—	—
外国公社債	—	—	—
小計	6,200	6,120	△79
合計	35,735,724	41,953,389	6,217,664

② 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	9,322,412	10,329,868	1,007,456
国債	8,157,329	9,096,775	939,446
地方債	553,234	578,358	25,124
社債	611,848	654,734	42,885
小計	9,322,412	10,329,868	1,007,456
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	252,234	248,667	△3,567
国債	9,450	9,449	△0
地方債	17,033	16,980	△53
社債	225,751	222,237	△3,513
小計	252,234	248,667	△3,567
合計	9,574,646	10,578,535	1,003,888

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
公社債	2,881,150	2,834,438	46,711
国債	326,760	319,536	7,223
地方債	655,594	652,937	2,657
社債	1,898,794	1,861,963	36,831
株式	64,520	60,634	3,885
外国証券	4,263,999	3,885,173	378,826
外国公社債	4,213,730	3,835,170	378,559
外国その他の証券	50,269	50,002	266
その他（※）	726,875	708,989	17,886
小計	7,936,545	7,489,235	447,309
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
公社債	860,994	865,976	△4,981
国債	20,654	20,762	△108
地方債	295,196	295,695	△499
社債	545,144	549,519	△4,374
株式	216,735	261,433	△44,697
外国証券	325,343	336,489	△11,146
外国公社債	210,444	213,824	△3,379
外国その他の証券	114,898	122,665	△7,766
その他（※）	2,059,985	2,149,436	△89,450
小計	3,463,059	3,613,336	△150,276
合計	11,399,605	11,102,572	297,033

(※)「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金（取得原価535,000百万円、連結貸借対照表計上額535,000百万円）及び買入金銭債権（取得原価316,576百万円、連結貸借対照表計上額318,581百万円）が含まれております。

④ 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	198,497	5,779	－
国債	198,497	5,779	－
合計	198,497	5,779	－

⑤ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	201,051	6,878	802
国債	111,423	6,597	－
社債	89,627	280	802
株式	92,583	6,730	11,204
外国証券	743,189	16,310	18,307
外国公社債	725,995	16,310	18,166
外国その他の証券	17,193	－	140
その他の証券	134,112	－	1,705
合計	1,170,936	29,919	32,020

⑥ 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるものについて、2,689百万円の減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

(4) 金銭の信託に関する事項

① 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	
				うち連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの
特定金銭信託	2,744,305	2,671,219	73,086	339,561	△266,474

(※) 32,103百万円の減損処理を行っております。

② 減損処理の基準

信託財産として運用している株式について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

また、上記株式以外について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

(5) デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約取引				
	売建	204	—	△2	△2
	米ドル	204	—	△2	△2
	合計	—	—	—	△2

(※) 時価の算定方法

連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(i) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約取引				
	売建	外貨建債券	3,382,993	—	36,973
	米ドル		2,093,405	—	△32,310
	ユーロ		523,596	—	6,238
	豪ドル		256,452	—	30,310
	その他		509,538	—	32,734
合計			—	—	36,973

(※) 時価の算定方法

連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

(ii) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	貸付金	6,150	3,900	24
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	貸付金	26,050	23,950	(※2)
合計			—	—	24

(※1) 時価の算定方法

割引現在価値により算定しております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は9,574,646百万円、時価は10,578,535百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（残存年数30年以内の保険契約）
- ② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は4,872,448百万円であります。

7. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は17,717百万円であります。

9. 有形固定資産の減価償却累計額は45,479百万円であります。

10. 繰延税金資産の総額は1,413,497百万円、繰延税金負債の総額は228,439百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は11,268百万円であります。

繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、責任準備金995,598百万円、価格変動準備金203,752百万円、支払備金42,014百万円、退職給付に係る負債18,537百万円及びその他有価証券評価差額金118,027百万円であります。

繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金219,330百万円であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額として控除された額が、前連結会計年度末に比べて5,223百万円増加しております。この増加の主な内容は、有価証券評価損に係る評価性引当額が5,233百万円増加したことによるものであります。

11. 当連結会計年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の内訳は、評価性引当額の増減2.41%であります。

12. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	1,513,634百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	185,042百万円
利息による増加等	8百万円
年金買増しによる減少	301百万円
契約者配当準備金繰入額	109,236百万円
当連結会計年度末現在高	1,437,535百万円

13. 関係会社の株式等の金額は9,923百万円であります。

14. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券 3,622,145百万円

担保付き債務は、次のとおりであります。

債券貸借取引受入担保金 4,290,140百万円

なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 480,477百万円

金融商品等差入担保金 2,319百万円

15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は473百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は967百万円であります。
16. 1株当たり純資産額は3,428円71銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において166,900株であります。
17. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当連結会計年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は3,545,026百万円であります。
18. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
19. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は34,524百万円であります。
なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
(1) 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。
また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）に基づく退職等年金給付の制

度に加入しており、当社の要拠出額は、当連結会計年度376百万円であります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	65,262百万円
勤務費用	4,221百万円
利息費用	451百万円
数理計算上の差異の発生額	△279百万円
退職給付の支払額	△3,591百万円
その他	△2百万円
<hr/>	
退職給付債務の期末残高	66,060百万円

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	66,060百万円
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	66,060百万円

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,221百万円
利息費用	451百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△214百万円
過去勤務費用の費用処理額	△373百万円
その他	115百万円
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	4,199百万円

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△373百万円
数理計算上の差異	65百万円
合計	△308百万円

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	3,347百万円
未認識数理計算上の差異	913百万円
合計	4,261百万円

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.3～0.7%
-----	----------

21. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額33,324,093百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,320,677百万円、価格変動準備金631,990百万円を積み立てております。

22. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」42,231百万円が含まれております。「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当連結会計年度末までに支払い等が行われてい

ない額であります。

23. ご契約調査及び改善に向けた取組

当社では、お客さま本位の業務運営の徹底を最重要経営課題のひとつとして取り組んでおります。しかしながら、お客さまが保障を見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実施した結果、お客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある事例が判明したため、お客さまへのご意向等の確認手法や、分析方法について、独立した中立・公正な第三者により構成された特別調査委員会に適宜ご説明し、ご意見をいただきながら、適正な手続きにより調査を進めてまいりました。

その調査とは、特定事案調査(契約乗換によってお客さまに不利益が発生した可能性がある類型に該当する契約に関するお客さまに対して実態を把握するための調査)及び、全ご契約調査(特定事案調査の対象を除くすべてのご契約に対して返信用はがきを同封した書面をお送りし、お客さまのご意向及びお気づきの点について、あらためて確認をお願いし、内容に応じて必要な対応を行う調査や、その調査対象のうち、多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返される等、その契約形態からお客さまのご意向に沿ったものではない可能性が想定される事案の調査)となります。

当連結会計年度末までのこれらの調査の結果等を踏まえ、当連結会計年度末時点において、将来のご契約の復元等により必要となる保険料の返戻や保険金のお支払いに係る保険関係費用を合理的に見積もり、保険金等支払引当金として29,722百万円計上しております。

当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。当該処分を受け、業務改善計画を策定し、2020年1月31日付けで金融庁へ提出しております。当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、策定した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでいるところであります。

なお、これらの取り組みにより、当社の将来の業績に影響を与える可能性があります。

(連結損益計算書の注記)

1. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は18百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は18百万円であります。
2. 1株当たり当期純利益は267円40銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において176,573株であります。
3. 保険料等収入には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が459,151百万円含まれております。
4. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が3,349,302百万円含まれております。
5. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ93,775百万円を繰り入れております。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	600,000	－	37,400	562,600
自己株式				
普通株式	191	37,411	37,424	178

(※ 1) 普通株式の発行済株式の株式数の減少37,400千株は、2019年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

(※ 2) 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ191千株、166千株であります。

(※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の増加37,411千株は、2019年4月4日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(※ 4) 普通株式の自己株式の株式数の減少37,424千株は、2019年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少37,400千株及び株式給付信託(BBT)の給付による減少24千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	43,200	72.00	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	21,378	38.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(※ 1) 2019年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

また、1株当たり配当額には、特別配当4円が含まれております。

(※ 2) 2019年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	21,378	利益剰余金	38.00	2020年3月31日	2020年6月16日

(※) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

個別注記表

(貸借対照表の注記)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう。）

移動平均法による原価法

④ その他有価証券

(i) 時価のあるもの

期末日の市場価格等（株式については期末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ii) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

(イ) 取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

(ロ) 上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i) 建物

2年～60年

(ii) その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し

ており、その金額は49百万円であります。

② 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上していません。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(i) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債券

(ii) ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…貸付金

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当事業年度に積み立てた額は176,734百万円であります。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引について、連結計算書類の「連結注記表（連結貸借対照表の注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額は9,574,646百万円、時価は10,578,535百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（残存年数30年以内の保険契約）
- ② かんぽ生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は4,872,448百万円であります。

5. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は17,717百万円であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額は45,242百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権の総額は367百万円、金銭債務の総額は14,803百万円であります。

9. 繰延税金資産の総額は1,413,436百万円、繰延税金負債の総額は228,430百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は11,254百万円であります。

繰延税金資産の発生 の 主な原因別内訳は、責任準備金995,598百万円、価格変動準備金

203,752百万円、支払備金42,014百万円、退職給付引当金19,274百万円及びその他有価証券評価差額金118,027百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金219,330百万円です。

10. 当事業年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減2.41%であります。

11. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当事業年度期首現在高	1,513,634百万円
当事業年度契約者配当金支払額	185,042百万円
利息による増加等	8百万円
年金買増しによる減少	301百万円
契約者配当準備金繰入額	109,236百万円
当事業年度末現在高	1,437,535百万円

12. 関係会社の株式等の金額は10,907百万円です。

13. 担保に供している資産は、次のとおりです。

有価証券 3,622,145百万円

担保付き債務は、次のとおりです。

債券貸借取引受入担保金 4,290,140百万円

なお、上記有価証券は、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券です。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及び為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 480,477百万円

金融商品等差入担保金 2,319百万円

14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は473百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は967百万円であります。
15. 1株当たり純資産額は3,425円32銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において166,900株であります。
16. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約及び為替決済等の取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は3,545,026百万円であります。
17. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は34,524百万円であります。
なお、当該負担金は、拠出した事業年度の事業費として処理しております。
19. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額33,324,093百万円を積み立てております。
また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,320,677百万円、価格変動準備金631,990百万円を積み立てております。

20. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。

21. ご契約調査及び改善に向けた取組

当社では、お客さま本位の業務運営の徹底を最重要経営課題のひとつとして取り組んでおります。しかしながら、お客さまが保障を見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実施した結果、お客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある事例が判明したため、お客さまへのご意向等の確認手法や、分析方法について、独立した中立・公正な第三者により構成された特別調査委員会に適宜ご説明し、ご意見をいただきながら、適正な手続きにより調査を進めてまいりました。

その調査とは、特定事案調査(契約乗換によってお客さまに不利益が発生した可能性がある類型に該当する契約に関するお客さまに対して実態を把握するための調査)及び、全ご契約調査(特定事案調査の対象を除くすべてのご契約に対して返信用はがきを同封した書面をお送りし、お客さまのご意向及びお気づきの点について、あらためて確認をお願いし、内容に応じて必要な対応を行う調査や、その調査対象のうち、多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返される等、その契約形態からお客さまのご意向に沿ったものではない可能性が想定される事案の調査)となります。

当事業年度末までのこれらの調査の結果等を踏まえ、当事業年度末時点において、将来のご契約の復元等により必要となる保険料の返戻や保険金のお支払いに係る保険関係費用を合理的に見積もり、保険金等支払引当金として29,722百万円計上しております。

当社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。当該処分を受け、業務改善計画を策定し、2020年1月31日付けで金融庁へ提出しております。当社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、策定した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、全社をあげて取り組んでいるところであります。

なお、これらの取り組みにより、当社の将来の業績に影響を与える可能性があります。

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は14,505百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券12,657百万円、株式6,730百万円、外国証券16,310百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券802百万円、株式11,204百万円、外国証券18,307百万円、その他の証券1,705百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券2,689百万円であります。
5. 金銭の信託運用益には、評価損が32,103百万円含まれております。
6. 金融派生商品費用には、評価益が36,971百万円含まれております。
7. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は18百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は18百万円あります。
8. 1株当たり当期純利益は268円19銭であります。
なお、当社は、株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において176,573株あります。

9. 保険料には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が459,151百万円含まれております。

10. 保険金には、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が3,349,302百万円含まれております。

11. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金へ93,775百万円を繰り入れております。

12. 関連当事者との取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政株式会社	被所有 直接 64.48%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値使用料の 支払 (※1)	2,958	未払金	271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。

(※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務 に係る委託 手数料の 支払 (※1)	248,798	代理店借	15,416

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。

(※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(※3) 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなっております。なお、当事業年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は57,574百万円であります。

(株主資本等変動計算書の注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	191	37,411	37,424	178

- (※ 1) 普通株式の自己株式の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ191千株、166千株であります。
- (※ 2) 普通株式の自己株式の株式数の増加37,411千株は、2019年4月4日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。
- (※ 3) 普通株式の自己株式の株式数の減少37,424千株は、2019年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少37,400千株及び株式給付信託（BBT）の給付による減少24千株であります。

